

大阪市立義務教育学校生野未来学園 P T Aクラブ活動規約

(目的)

第1条 P T Aクラブ活動は、会員同士のコミュニケーションを図る場とすると共に会員の研修を目的とし、また学校教育活動における児童および生徒文化の向上に貢献することとする。

(管理・運営)

第2条 P T Aクラブ活動は、自主管理・自主運営とし、所管は役員会とする。また営利・宗教・政治的目的による活動は禁止する。

第3条 会長は、各 P T Aクラブの代表者（責任者）となる。

- (1) 会長は、参加者又はリーダーと協議の上、活動の発足、継続や中止を判断する事ができる。
- (2) 会長は、P T Aクラブの活動が、法令、P T Aクラブ活動規約・細則に反していると判断した場合、学校への迷惑行為があった場合などで、その程度が重大なときは、P T Aクラブの意見を聞いた上で、P T Aクラブとしての登録を抹消することができる。

(構成員)

第4条 P T Aクラブの構成員は、生野未来学園 P T A会員とする。ただし、指導者および講師はこの限りではない。

(設立要件)

第5条 P T Aクラブは、次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 申請用紙は随時役員会に提出できる。その後、実行委員会の承認を得た上で発足できる。P T Aクラブ構成員は概ね5名以上とする。また、各 P T Aクラブとも代表者を決めること。
- (2) P T Aクラブを設立する場合は、所定の様式により会長に登録を申請しなければならない。
- (3) 活動が営利を追求したものでないこと。
- (4) 随時、P T Aクラブ会員として加入できるものであること。また、活動への参加が強制されないこととする。
- (5) 活動は年間を通して継続的に行われ、1年間の活動結果を役員会に報告すること。
- (6) P T Aクラブ会員は、P T Aの行事、活動に積極的に参加し協力すること。
- (7) 活動は1年単位とし、継続して活動を希望する場合、所定の様式にて更新の手続きをすることとする。

第6条 類似したクラブ（種目・構成員・リーダー等）の立上げは原則禁止とする。

(解散)

第7条 各 P T Aクラブの事情により活動不可能になった場合、解散届を役員会に提出すること。また役員会は、学校への著しい迷惑行為、規約・細則違反などの理由により、活動停止並びに P T Aクラブの解散を勧告することができる。すべて実行委員会で承認を得る。

(休止)

第8条 一時的に活動が困難となった P T Aクラブは、活動を休止する事ができる。

(申し立て)

第9条 規定に定めない事項について審議がある場合は、役員会に申し立てをして実行委員会にて審議し決定をする。

(部員勧誘)

第10条 部員の勧誘については、各PTAクラブで個々に行う。役員会はその方法、チラシ作成などについての相談機関として協力する。

(保険について)

第11条 PTAが加入している互助会の規約に従いそれが適用される。事故などがあった場合は、直ちに役員会に報告すること。

(クラブ代表者会議)

第12条 PTAクラブ活動の円滑な管理・運営を維持するために、年間2回代表者会議を行うとする。会議の参加者は、各クラブ代表者、PTA役員、教職員とする。

(規約・細則の改廃)

実行委員会にて承認を得る。

附 則

この規約は、令和4年5月1日から施行する

大阪市立義務教育学校生野未来学園 P T Aクラブ活動細則

- ① 入校の際には、決められたルートを通して目的の施設に出入りする。
- ② 部員勧誘のためのチラシ等の作成に関しては、配付するチラシの原稿をP T A役員会に見せ、許可を得ることとする。
- ③ 施設利用許可は、使用希望日の2か月前から P T A クラブ代表者が直接学校に提出する。
- ④ 多目的室での飲食は学校に要相談。その他の施設内は水筒のみ可。
- ⑤ 施設使用後は、使用時間内に使用前の状態まで片付ける。また、全てのごみは各自持ち帰ること。
- ⑥ 施設、備品などを破損した時は、直ちに学校に報告し、指示を仰ぐこと。
- ⑦ 部屋の鍵の開閉は、P T A クラブ代表者がし、クラブ活動中は責任をもってその管理をする。

附 則

この細則は、令和4年5月1日から施行する